

◎ 財政法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、公共事業費、文教・科学振興費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p> <p>② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。</p> <p>③ 第一項に規定する公共事業費及び文教・科学振興費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。</p> <p>第二十二条 予算総則には、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第四条第三項の規定による公共事業費及び文教・科学振興費の範囲</p> <p>三〇七 〔略〕</p>	<p>第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p> <p>② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。</p> <p>③ 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。</p> <p>第二十二条 予算総則には、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第四条第三項の規定による公共事業費の範囲</p> <p>三〇七 〔略〕</p>